

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生

人口ビジョン・総合戦略

－ デジタル田園都市国家構想総合戦略 －

【改定版】（素案）

令和●年●月



目 次

第1章 人口ビジョン・総合戦略の概要	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	5
3 対象期間	6
(1)人口ビジョン	6
(2)第2期総合戦略	6
4 策定体制	7
(1)庁内組織	7
(2)附属機関	7
(3)市民参加	7
第2章 人口の現状分析	9
1 人口の推移	10
(1)市内人口・世帯数の推移	10
(2)地区別人口の推移	15
(3)人口の地理的分布状況	17
(4)外国人人口の推移	19
2 自然動態・社会動態	20
(1)自然動態(出生・死亡)の推移	20
(2)社会動態(転入・転出)の推移	28
3 人口の現状分析に基づく重点的な課題	32
(1)更なる少子化の進展(自然動態)	32
(2)20・30歳代の転出超過(社会動態)	32
第3章 人口の将来展望	33
1 厚木市の人口の将来推計	34
(1)将来人口推計(厚木市推計)	34
(2)人口の変化が将来に与える影響の分析	37
2 人口の将来展望	41
(1)希望出生率の算定	41
(2)人口の将来展望推計に係る仮定値の設定	43
(3)人口の将来展望	45
第4章 社会経済の動向分析	51
1 産業・経済の状況	52
(1)産業動向	52
(2)他自治体との比較	64
2 人の移動に関する状況	66
(1)昼夜間人口比率	66
(2)通勤・通学による移動状況	69
(3)鉄道等による人の動き	77
(4)観光の状況	80
3 公共交通・住宅・生活関連サービスに関する状況	84
(1)公共交通の状況	84
(2)住宅数の状況	86
(3)生活関連サービスの状況	91

第5章 市民意識の把握	97
1 市民満足度調査	98
(1) 施策満足度の経年変化	98
(2) 項目別ニーズ得点	99
2 市民意識調査	101
(1) 定住意向	101
(2) 住み続けたい理由	102
(3) 市外に転出したい理由	103
3 人口移動に関するアンケート調査	104
(1) 窓口アンケート調査	104
(2) 大規模新築分譲マンションへの転入者アンケート調査	105
第6章 現状と課題を踏まえた基本方針	107
1 現状分析のまとめ	108
(1) 転入促進	108
(2) 雇用創出	108
(3) 合計特殊出生率上昇	108
(4) 転出抑制	108
2 第1期総合戦略の効果検証	109
(1) 重要業績評価指標(KPI)	109
(2) 数値目標	109
3 人口維持に向けた課題	112
(1) 出生数の減少	112
(2) 18歳から39歳までの転出意向	113
(3) 都市間連携の強化	113
4 将来に影響を及ぼすと考えられる社会・環境の変化	114
(1) 都市開発	114
(2) 道路整備	114
(3) デジタル実装	114
(4) 災害対策	114
5 第2期総合戦略の基本方針と展望	115
(1) 基本方針	115
(2) 展望	116
第7章 第2期総合戦略における施策展開	117
1 基本目標	119
2 重要な視点	120
3 施策体系図	122
基本目標1 地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる	124
基本目標2 働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる	128
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる	132
基本目標4 誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる	136
第8章 推進体制と効果検証	141
1 推進体制	142
2 効果検証	142

本計画の表記等について

■年号表記について

本計画における年号表記の方法は、原則、次のとおりとします。

- ・本文中における年号表記：和暦及び西暦を併記します。
- ・グラフ等の図表中における年号表記：西暦表記や和暦の簡略表記を用います。

図表 年号表記対照表(市制施行年から人口ビジョン対象期間まで、5年ごとに掲載)

西暦	和暦(簡略表記)
1955年	昭和30年 (S30)
1960年	昭和35年 (S35)
1965年	昭和40年 (S40)
1970年	昭和45年 (S45)
1975年	昭和50年 (S50)
1980年	昭和55年 (S55)
1985年	昭和60年 (S60)
1990年	平成2年 (H2)
1995年	平成7年 (H7)
2000年	平成12年 (H12)
2005年	平成17年 (H17)
2010年	平成22年 (H22)
2015年	平成27年 (H27)
2020年	令和2年 (R2)
2025年	令和7年 (R7)
2030年	令和12年 (R12)
2035年	令和17年 (R17)
2040年	令和22年 (R22)
2045年	令和27年 (R27)
2050年	令和32年 (R32)
2055年	令和37年 (R37)
2060年	令和42年 (R42)
2065年	令和47年 (R47)

■注釈、出典について

特に記載がないものについては、本計画を策定するに当たって作成した文章、図表等となります。

■数値について

小数点以下の端数処理等により、内訳の和と合計値が一致しない場合があります。

■地区について

本計画では、地域における人口動態等を分析するために、地域住民の皆様の生活圏をまとめている自治会区域を基本に、町丁目を15の地区に分類しています。

図表 15 地区それぞれの対象町丁目

地区名	町丁目
1 厚木北	松枝1～2丁目、元町、東町、寿町1～3丁目、水引1～2丁目、厚木町、中町1～4丁目、栄町1～2丁目、田村町、厚木、吾妻町
2 厚木南	幸町、泉町、旭町1～5丁目、南町
3 依知北	上依知、猿ヶ島、山際、下川入
4 依知南	関口、中依知、下依知、下依知1～3丁目、金田
5 睦合北	棚沢、三田南1～3丁目、三田、三田1～3丁目
6 睦合南	妻田南1～2丁目、妻田東1～3丁目、妻田西1～3丁目、妻田北1～4丁目
7 睦合西	及川1～2丁目、及川、林1～5丁目、王子1丁目
8 荻野	みはる野1～2丁目、まつかけ台、上荻野、中荻野、下荻野、鳶尾1～5丁目
9 小鮎	飯山、飯山南1～5丁目、上古沢、下古沢、宮の里1～4丁目
10 南毛利	戸室1～5丁目、恩名1～5丁目、恩名、愛名、温水西1～2丁目、温水、長谷、毛利台1～3丁目
11 南毛利南	船子、愛甲、愛甲1～4丁目、愛甲東1～3丁目、愛甲西1～3丁目
12 玉川	七沢、小野、岡津古久
13 森の里	森の里若宮、森の里青山、森の里1～5丁目
14 相川	岡田1～5丁目、岡田、酒井、戸田、下津古久、上落合、長沼
15 緑ヶ丘	王子2～3丁目、緑ヶ丘1～5丁目

■比較対象とする自治体について

本計画では、厚木市の人口動態等について他自治体との比較分析を行います。比較対象とする自治体は次のとおりです。

- ・近隣自治体：厚木市と接している、又は地理的に近い7市を選定
- ・類似自治体：東京都、茨城県、埼玉県及び千葉県から、人口20万人規模の市を各1市選定

図表 近隣自治体・類似自治体の基本情報¹(平成27(2015)年)

自治体	人口		平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての人口増減率	年齢層別人口割合			面積		人口密度		
	全市域(人)	DID割合		15歳未満	15～64歳	65歳以上	全市域(km ²)	DID割合	全市域(人/km ²)	DID(人/km ²)	
厚木市	225,714	86.7%	0.6%	12.9%	64.2%	22.9%	93.8	30.6%	2,405	6,817	
近隣自治体	平塚市	258,227	91.4%	-1.0%	12.3%	61.7%	25.9%	67.8	47.9%	3,808	7,267
	秦野市	167,378	85.8%	-1.6%	12.0%	61.6%	26.3%	103.8	21.8%	1,613	6,363
	大和市	232,922	98.6%	2.1%	12.9%	64.2%	23.0%	27.1	84.9%	8,598	9,994
	伊勢原市	101,514	77.9%	0.5%	12.6%	63.2%	24.2%	55.6	18.0%	1,827	7,919
	海老名市	130,190	93.1%	1.9%	13.8%	62.9%	23.3%	26.6	51.4%	4,896	8,875
	座間市	128,737	93.9%	-0.5%	12.1%	64.1%	23.7%	17.6	67.8%	7,327	10,141
	綾瀬市	84,460	87.0%	1.6%	14.1%	60.2%	25.7%	22.1	59.3%	3,815	5,602
類似自治体	調布市	229,061	100.0%	2.4%	12.2%	66.6%	21.2%	21.6	100.0%	10,615	10,615
	つくば市	226,963	32.7%	5.8%	14.8%	65.9%	19.3%	283.7	5.9%	800	4,452
	草加市	247,034	99.1%	1.3%	12.6%	63.2%	24.2%	27.5	91.3%	8,996	9,764
	市原市	274,656	64.5%	-2.1%	12.2%	61.7%	26.1%	368.2	14.6%	746	3,303

出典：総務省「国勢調査(平成27(2015)年)」を基に厚木市作成

¹ 表内の「DID」は人口集中地区を意味し、国勢調査において一定以上の人口密度のエリアが地理的に連続して広がっている都市的地域を定めたものです。

詳細の設定基準は総務省統計局ホームページにて次のように示されています。

「人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区(以下「基本単位区等」という。)を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。」
(総務省統計局「人口集中地区とは」)

第1章 人口ビジョン・総合戦略の概要

【要旨】

- 厚木市では、平成28(2016)年に人口ビジョン・総合戦略を策定し、人口の将来展望の実現に向けた取組を進めてきました。
- 国や県における長期ビジョン等及び総合戦略や、総合計画を踏まえ、厚木市の実情に合わせた地方創生に向けた取組を引き続き推進するために、人口ビジョンを改定するとともに第2期総合戦略を策定しました。
- 国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定に伴い、これまで進めてきた地方創生の取組を、より一層デジタルの力を活用しながら継承・発展させていくため、第2期総合戦略を改定しました。

1 策定の趣旨

我が国は、平成 20(2008)年から既に人口減少時代に突入し、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に直面しています。このような状況の中、平成 26(2014)年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年 12 月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(以下「国の長期ビジョン」という。)」及び国の 5 か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「国の第 1 期総合戦略」という。)」が閣議決定されました。

これを受けて、地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の第 1 期総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めることとなりました。

このような国の取組を踏まえ、厚木市では、平成 28(2016)年 3 月に厚木市における人口の現状を分析し、人口の将来展望と目指すべき将来の方向を示した「厚木市人口ビジョン(以下「人口ビジョン」という。)」を策定するとともに、厚木市の実情に応じた、人口減少を克服するための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第 1 期総合戦略」という。)」を策定し、合計特殊出生率²の上昇、定住促進及び雇用の創出に向けた取組を推進してきました。

その後、国においては、令和元(2019)年度に新たな「国の長期ビジョン」及び「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「国の第 2 期総合戦略」という。)」を示し、新たな取組を推進してきました。

厚木市においては、第 1 期総合戦略の対象期間が令和 2(2020)年度をもって終了となり、厚木市の実情に合わせた地方創生に向けた取組を引き続き推進するため、最新のデータに基づき、人口の将来展望等を見直すために、人口ビジョンを改定するとともに、令和 3(2021)年度を始期とする第 2 期厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第 2 期総合戦略」という。)を策定しました。

今般、国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、デジタル技術の活用によって、地域の個性をいかしながら地方の社会課題解決や魅力向上を図る「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、第 2 期総合戦略を抜本的に改定し、令和 5 年度を初年度とする 5 か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略(以下「デジ田戦略」という。)」を令和 4(2022)年 12 月に閣議決定しました。

これらを受け、これまで第 1 期総合戦略及び第 2 期総合戦略で進めてきた地方創生の取組を、より一層デジタルの力を活用しながら継承・発展させていくため、第 2 期総合戦略を改定しました。

² 一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均を示しており、出生の傾向を分析する際や、将来産まれてくると考えられる子どもの数を推計する際に用いられます。

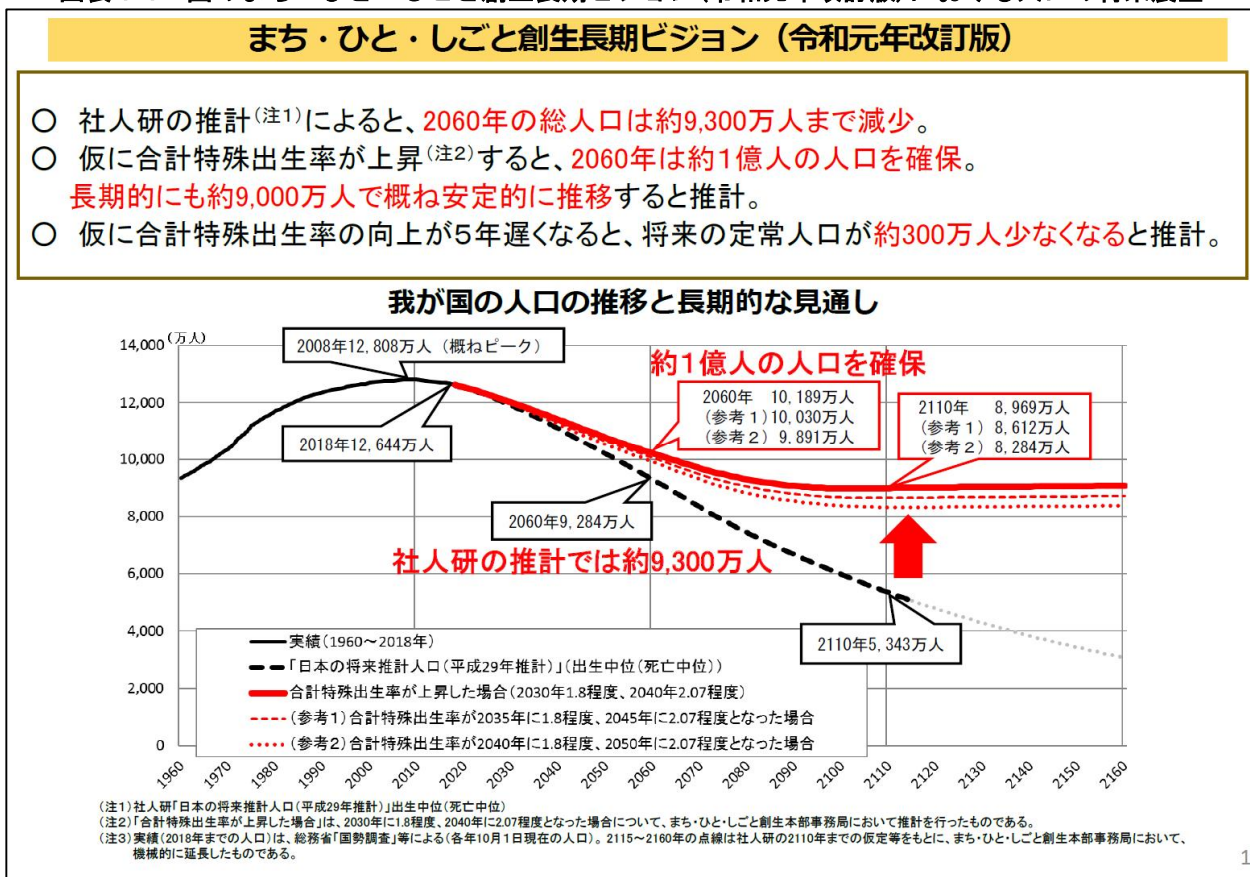
【参考】策定の背景(国の長期ビジョン・総合戦略)

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の推計³によると、令和42(2060)年の日本の人口は約9,300万人まで減少が見込まれています。

国の長期ビジョンにおいては、仮に合計特殊出生率が上昇した場合の推計を行っており、令和42(2060)年に約1億人の人口を維持することを目指した将来展望が示されています。

このような推計や国の第1期総合戦略の成果と課題等を踏まえた国の第2期総合戦略を抜本的に改定したデジ田戦略においては、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化するため、「デジタルの力を活用した地方の社会課題解決」と「デジタル実装の基礎条件整備」を施策の方向に据え、施策を推進していくこととしています。

図表 1-1 国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)における人口の将来展望



出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)及び第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(概要)」(令和元(2019)年12月)

³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29(2017)年)」による推計のことを指します。

図表 1-2 デジ田戦略の全体像



出典：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局「デジタル田園都市国家構想総合戦略（概要）」（令和4（2022）年12月）

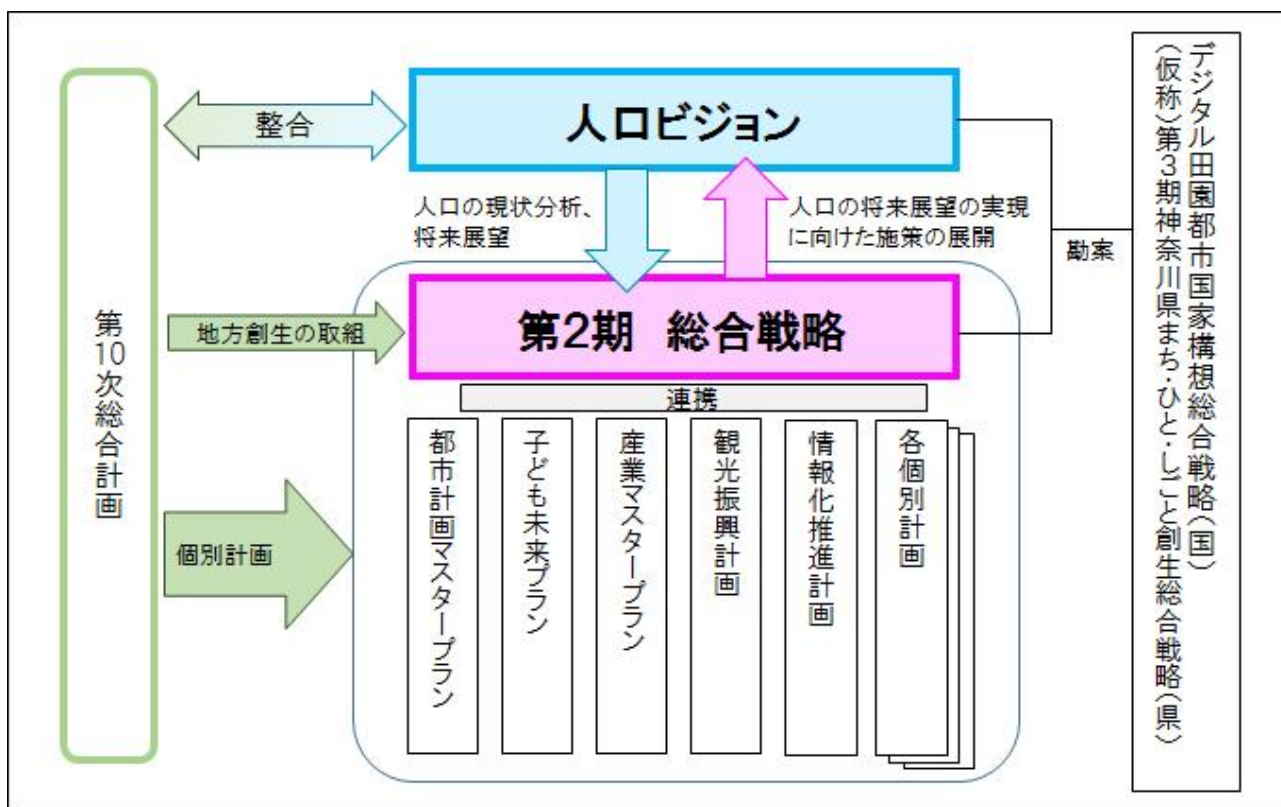
2 計画の位置付け

人口ビジョン及び第2期総合戦略は、人口減少・超高齢社会の到来に的確に対応し、将来にわたって活力あるまちの礎を築くための重要な計画です。

人口ビジョンは、第10次厚木市総合計画(以下「総合計画」という。)の目標人口(令和14(2032)年 22万人)との整合を図りながら人口の将来展望を推計し、総合戦略に位置付ける施策を企画立案するための厚木市の現状分析を行うものです。

第2期総合戦略は、総合計画の個別計画であり、人口ビジョンにおける現状分析を踏まえ、人口の将来展望の実現に向けた施策を位置付けるものです。

図表 1-3 計画の位置付け



3 対象期間

(1)人口ビジョン

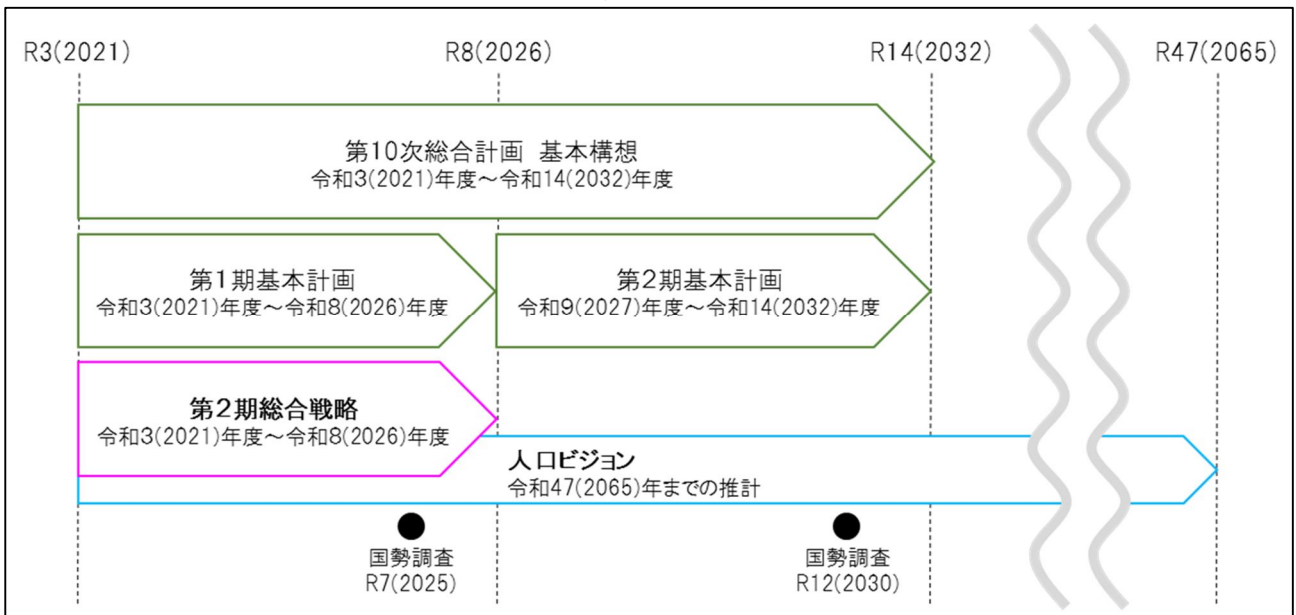
人口ビジョンは、国の長期ビジョンや神奈川県の人ロビジョンを踏まえ、長期的な人口の見通しを示すために、対象期間を令和47(2065)年までとします。

なお、次期総合戦略の策定や、人口動態を把握するための重要な調査である国勢調査の実施と併せて、おおむね5年ごとに見直すこととします。

(2)第2期総合戦略

総合計画と一体的に推進することで実効性を確保するため、総合計画第1期基本計画に合わせ、対象期間を令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間とします。

図表 1-4 対象期間



4 策定体制

人口ビジョン及び第2期総合戦略の策定に当たっては、庁内組織において人口の将来展望やそれを実現するための施策の基本目標及び方向性等について検討した上で、公募市民を始め産・官・学・金・労・言・士などの関係者から成る附属機関「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において審議しました。

また、厚木市市民参加条例に基づく、パブリックコメント手続等を行い、市民の皆様からの意見を取り入れながら策定しました。

(1) 庁内組織

ア 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部(以下「総合戦略本部」という。)

- (ア) 本部長 市長
- (イ) 構成員 副市長、教育長、理事、部等長
- (ウ) 所掌事項 人口ビジョン及び総合戦略の策定並びに総合戦略の推進に関すること

イ 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会

- (ア) リーダー 企画政策課長
- (イ) 構成員 各部等の政策調整担当課長
- (ウ) 所掌事項 総合戦略本部の所掌事項に関する専門的な調査、研究及び検討

(2) 附属機関

ア 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議

- (ア) 構成員 公募市民、産業界(産)、県機関(官)、大学・教育機関(学)、金融機関(金)、労働団体(労)、メディア(言)、士業(士)などの関係者
- (イ) 所掌事項 総合戦略の策定及び推進に関すること

(3) 市民参加

ア 意見交換会

イ パブリックコメント手続

第1章 人口ビジョン・総合戦略の概要

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第6章 現状と課題を踏まえた基本方針

【要旨】

- 人口の現状分析、人口の将来展望、社会経済の動向分析を踏まえ、厚木市が将来にわたって活力あるまちを実現するため、「転入促進」、「雇用創出」、「合計特殊出生率上昇」、「転出抑制」に取り組む必要があります。
- 第1期総合戦略の効果検証では、全体としておおむね順調に進捗しており、20歳代の転出超過数は改善傾向が見られるものの、合計特殊出生率の下降傾向や30歳代の転出超過傾向等が課題となっています。
- 現状分析の結果や第1期総合戦略の効果検証を踏まえ、基本方針に基づき様々な施策を展開します。

1 現状分析のまとめ

(1) 転入促進

- 25歳から39歳までの若い世代の転出超過が、他の年齢層と比較して顕著となっています。また、厚木市には多くの企業や大学が集積していることから、近隣自治体からの通勤・通学者が多く、昼夜間人口比率は高い水準で推移しています。
- 転入促進に向けて、厚木市に訪れる多くの通勤・通学者等に加えて、観光客等に対して厚木市への興味を喚起し、若い世代を中心に来訪してもらう機会を創出する必要があります。

(2) 雇用創出

- 自市内就業率が約6割となっており、県内自治体で4番目に高い水準となっています。また、20・30歳代の転入・転出の理由として、就職・転勤・転職等の仕事都合によるものが過半数を占めています。
- 厚木市の特性をいかしたまちづくりを進めるために、持続可能な市内経済の実現を図り、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整備する必要があります。

(3) 合計特殊出生率上昇

- 25～34歳の有配偶率が下降傾向にあります。また、出生数は減少を続け、平成27(2015)年以降は出生数が死亡数を下回る自然減の状態が進行し、合計特殊出生率も下降傾向となっています。また、施策に対するニーズを見ると、「学校教育の充実」の項目が高い水準となっています。
- 自然減傾向を和らげ、市民ニーズに対応するため、結婚や子育て等に関する希望の実現に向けて、出会いのきっかけを作ることや、地域で安心して子育てができる環境や教育環境を整備する必要があります。

(4) 転出抑制

- 市民の約7割は、「住み続けたい」と考えています。一方で、転出したい理由として、交通や買物の利便性が低いことなどが挙げられています。また、「市民生活、安心・安全、防災」、「子育て、福祉、保健・医療」の分野に対するニーズが高い水準となっています。
- 市民ニーズが高い災害対策や福祉施策を充実させるなど、住み続けたいと思えるまちづくりを推進するとともに、魅力的な生活圏を形成するなど、転出抑制に向けた施策を推進する必要があります。

2 第1期総合戦略の効果検証

第1期総合戦略について、附属機関である「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において効果検証を行いました。

(1) 重要業績評価指標 (KPI³⁴)

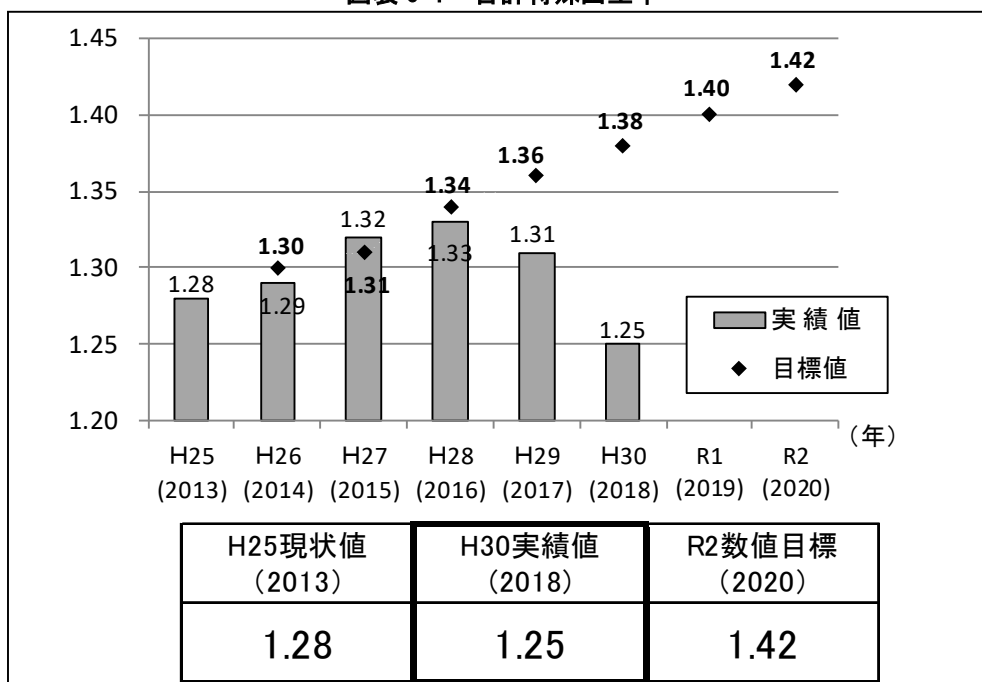
令和元(2019)年度実績では、41指標中7指標が目標値を達成、23指標が達成率80%以上となっており、全体としておおむね順調に進捗している状況です。

(2) 数値目標

ア 合計特殊出生率

平成28(2016)年までは上昇を続けていましたが、平成29(2017)年から下降しており、平成30(2018)年実績値では、現状値(平成25(2013)年)を下回る状況となっています。

図表 6-1 合計特殊出生率

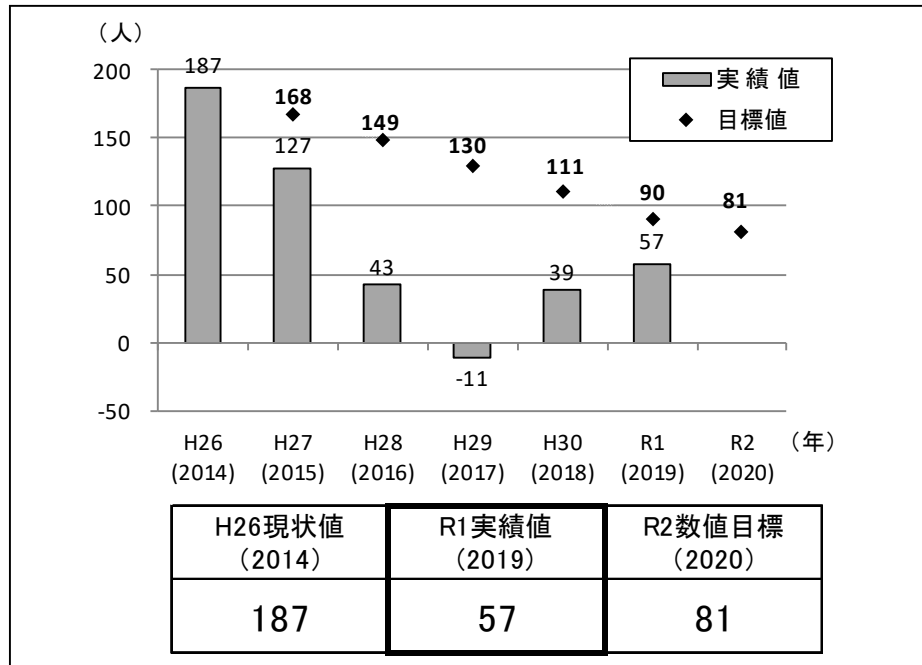


³⁴ Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標です。

イ 転出超過数

20歳代の転出超過数は改善傾向が見られ、各年の目標値を達成していますが、近年では、30歳代の転出超過が新たな課題となっています。

図表 6-2 転出超過数



【参考】20歳代、30歳代の人口移動の推移

(単位：人)

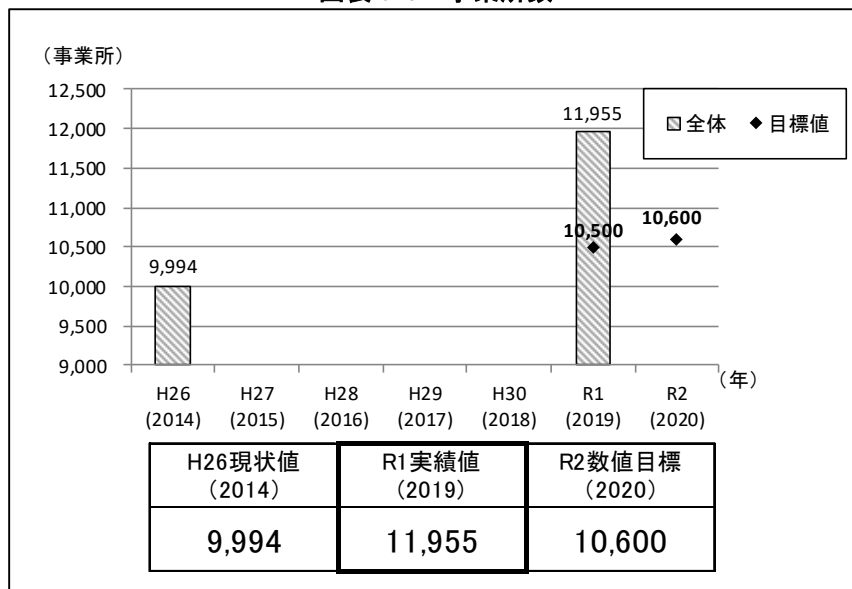
年齢区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
20～24歳	-56	-43	-169	-90	-92	-86
25～29歳	243	170	212	79	131	143
転出超過数	187	127	43	-11	39	57

年齢区分	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
30～34歳	19	139	177	10	213	103
35～39歳	-18	37	92	-50	76	81
転出超過数	1	176	269	-40	289	184

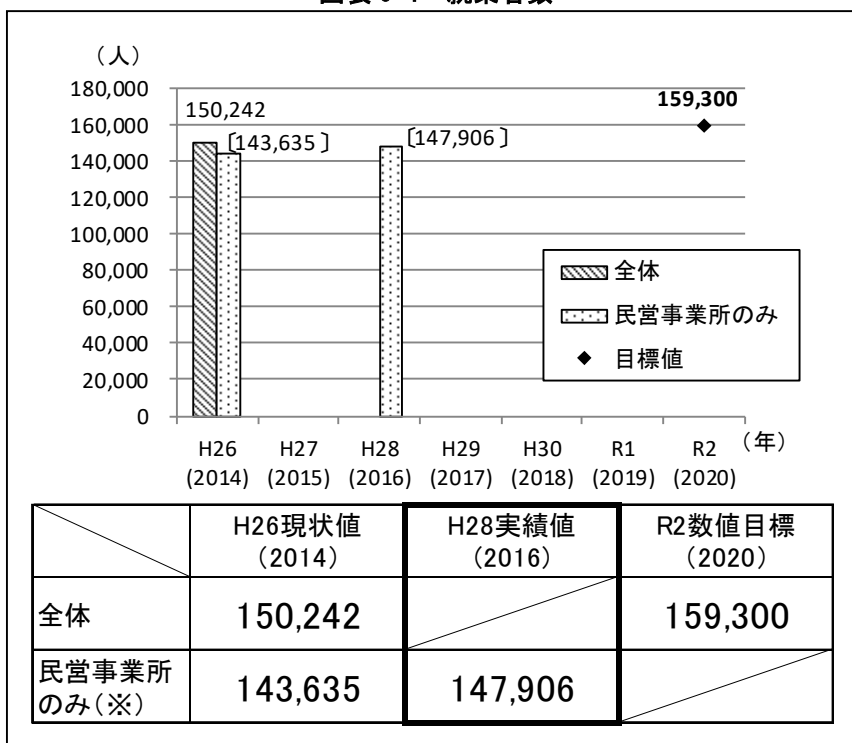
ウ 事業所数・就業者数

事業所数、就業者数共に増加傾向となっています。

図表 6-3 事業所数



図表 6-4 就業者数



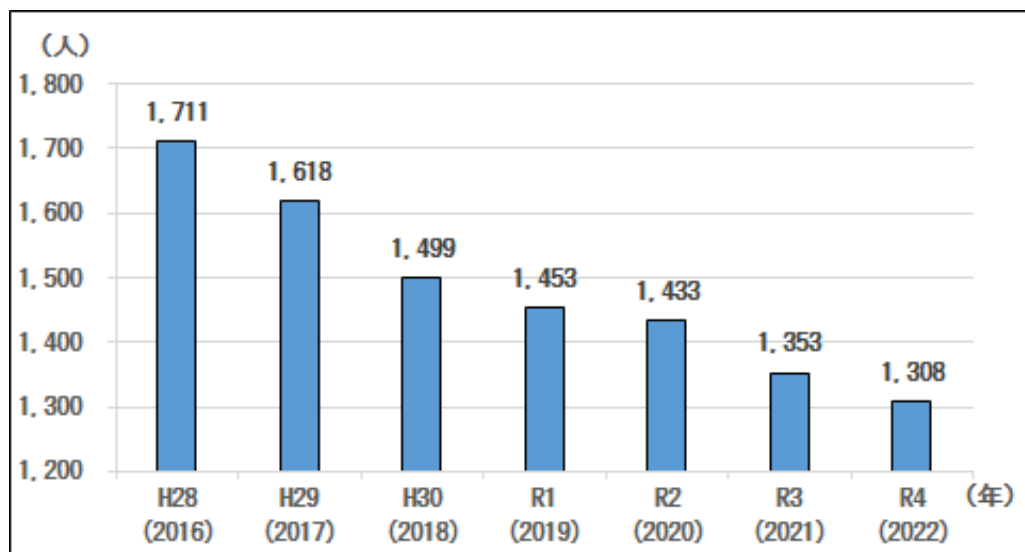
※令和元（2019）年経済センサス-基礎調査での就業者数は、新規把握事業所のみが対象となっているため、民営事業所のみを対象とした平成28（2016）年経済センサス-活動調査の実績値と現状値の民営事業所のみ値を比較しています。また、令和元（2019）年経済センサス-基礎調査では、これまでの経済センサス-基礎調査と調査対象選定方法及び調査期間が異なります。

3 人口維持に向けた課題

(1) 出生数の減少

本市の出生数は、平成 28 (2016) 年に 1,711 人でしたが、以降減少し続けており、令和 4 (2022) 年は 1,308 人となっています。妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のないサービスの提供や魅力ある教育環境の充実等、出生数の増加を目指した施策を推進する必要があります。

図表 6-5 出生者数

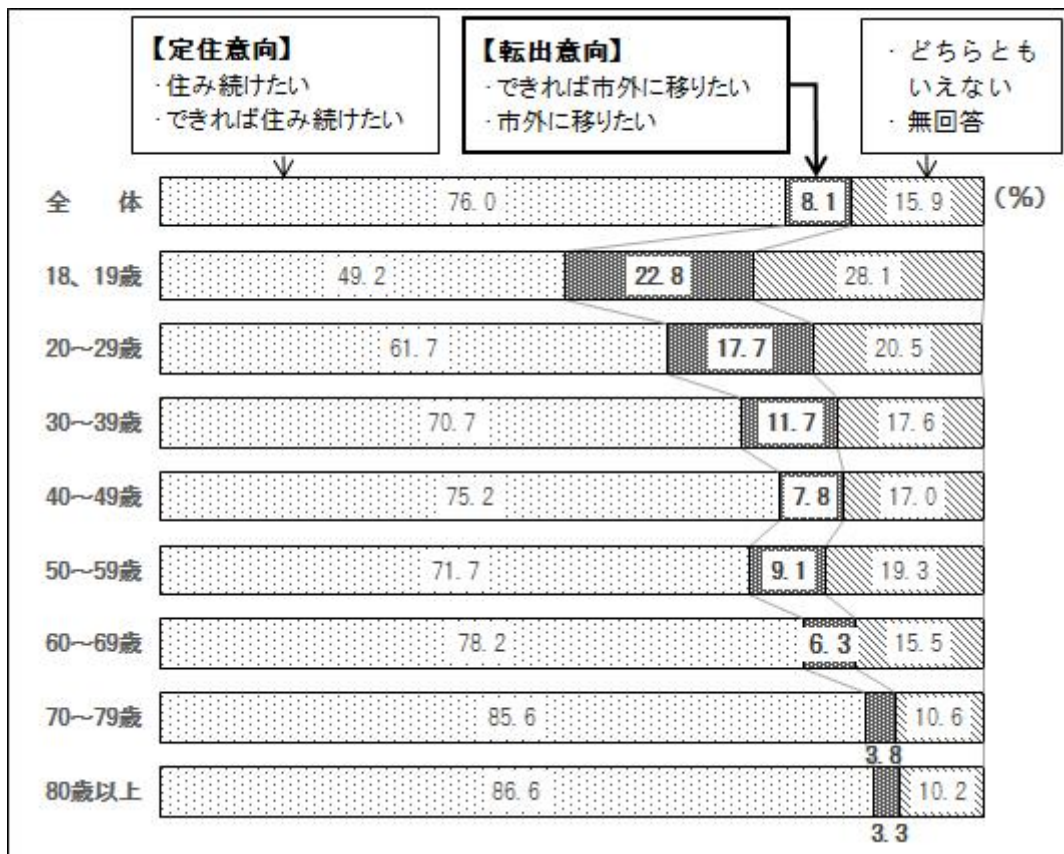


出典：厚木市「統計あつぎ」

(2) 18歳から39歳までの転出意向

市民意識調査の「定住意向」に関する設問の属性別調査結果を見ると、「できれば市外に移りたい」又は「市外に移りたい」と回答している人の割合は、全年齢に比べて18歳から39歳までの方が大きくなっています。18歳から39歳までの転出意向が定住意向へ転じるよう、「住みたい・住み続けたいまちの実現」に向けた取組を推進する必要があります。

図表 6-6 定住意向



出典：厚木市「厚木市民意識調査報告書 令和4（2022）年1月」

(3) 都市間連携の強化

人口減少・高齢化に伴う人口構造の変化や大規模な自然災害等のリスクへの的確に対応し、将来にわたって地域住民が安心して生活できるようにするため、各自治体がそれぞれ有する強みをいかし、情報や資源を共有し合う等の地域を超えて連携する必要があります。

4 将来に影響を及ぼすと考えられる社会・環境の変化

(1) 都市開発

厚木市では、本厚木駅南口地区市街地再開発事業により、交通動線の整理や交通結節点としての機能強化、複合的な都市機能の集積等の取組を支援してきました。また、中町第2-2地区周辺整備事業や本厚木駅北口周辺整備事業、森の里東地区を始めとした土地区画整理事業など、都市の魅力や機能の向上に向けた市街地開発事業が進められており、交流人口の拡大や経済効果が期待されます。今後も、適切な土地利用の誘導等により、更なるまちの魅力を創造し、市外へ情報を発信する必要があります。

(2) 道路整備

国道246号のバイパスとして厚木秦野道路の整備が進められており、国道246号の交通混雑の緩和や、災害時等の迂回経路確保による防災対策上の効果にも期待が寄せられています。今後も交通混雑の解消に加えて、地域経済の活性化や地域間交流の拡大に効果が得られる道路網の形成に向けて、引き続き道路整備に取り組む必要があります。

(3) デジタル実装

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、在宅勤務等の働く場所を選ばないワークスタイルの普及やオンラインを利用した学習環境の変化など、本市の社会情勢は大きく変化しています。デジタル化の加速を背景に、暮らしの様々な物理的・地理的な制約がなくなりつつあることから、デジタルの力を活用した社会課題解決に取り組む必要があります。

(4) 災害対策

近年、地震や風水害等の自然災害に対する防災意識が高まっています。今後想定される都心南部直下地震や南海トラフ地震を始め、気候変動により激甚化する風水害に備え、市民の命と財産を守るための防災・減災対策に取り組む必要があります。

5 第2期総合戦略の基本方針と展望

(1) 基本方針

現状分析の結果や第1期総合戦略の効果検証を踏まえ、施策の効果が十分に発現するまでに至っていない合計特殊出生率の上昇を始め、定住の促進及び雇用の創出に引き続き取り組むため、第1期総合戦略で掲げた基本方針を継承し、様々な施策を展開します。

基本方針

市民、事業者、議会及び行政が、人口減少に対する危機感及び問題意識を共有し、人口の将来展望の実現に向け「合計特殊出生率の上昇」、「定住促進」及び「雇用の創出」に市民協働で取り組み、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指す。

(2) 展望

本市が抱える社会問題を解決し、将来にわたって活力あるまちであり続けるため、第2期総合戦略で展開する様々な施策の基礎となる基本方針に沿った、本市の展望は次のとおりです。

展望

多くの企業や大学が集積している本市は、通勤通学者が多く、昼夜間人口比率が全国でも高い水準となっている。また、都心や横浜へアクセスしやすい鉄道路線、複数の高速道路・インターチェンジによる広域的な道路網が整備されるなど、交通利便性が高く、多くの人が集まりやすい環境となっている。

このような本市の特性をいかし、第2期総合戦略の下、人口の将来展望の実現に向けて地方創生の取組を着実に推進してきたが、少子高齢化の状況は依然として続いている。また、昨今のコロナ禍のような、これまでの日常生活が変化する事態への対応も求められている。

このように、取り組むべき課題が多岐にわたる中、市民の幸せと確かな暮らしを実現させるためには、合計特殊出生率の上昇、定住促進及び雇用の創出といったこれまでの取組を深化・発展させる必要がある。将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指し、市の総力を挙げて取組を推進する。

推進に当たっては、「職・住・育が調和したまちづくり」の姿勢を基本とする。すなわち、職場や住居、育児環境を個人のライフスタイルに合わせて柔軟に選択することができ、仕事と子育てを両立しながら、家族と過ごす時間や余暇などが充実するまちをつくり上げていく取組こそ、全国から憧れを抱かれ、市民一人一人が誇りを持ち、住みたい・住み続けたいと思える「魅力あふれる厚木づくり」であると考えている。

人口の将来展望の実現に向け、引き続き、令和8年度までの基本目標を「地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる」「働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる」「誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる」とし、施策を展開していく。

第7章 第2期総合戦略における施策展開

【要旨】

- 人口の将来展望の実現に向け、「地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる」、「働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる」、「誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる」の四つの基本目標を設定し、様々な施策に取り組めます。
- 基本目標を分野横断的に推進するため、「SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開」、「デジタル技術を活用した地域課題の解決」、「誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現」、「施策間連携・地域間連携による効果的な施策の推進」の四つの重要な視点を設定します。
- 基本目標ごとに数値目標を設定するとともに、主な取組ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、効果的な計画推進を図ります。

1 基本目標

現状分析で明らかとなった厚木市の課題や特徴等を踏まえ、次の四つの基本目標を設定し、人口の将来展望の実現に向けた施策に取り組みます。

基本目標1 地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる

- 関係人口³⁷を創出し、魅力を全国に発信する
- 機能的でにぎわいのあるまちづくりを進める
- 20・30歳代を中心とした若い世代の転入を促進する

基本目標2 働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる

- 雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する
- 地域経済を活性化させる企業活動を支援する
- 若い世代の市内企業への就職を支援する

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる

- 結婚への第一歩となる出会いと交流の場を創出する
- 妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する
- 子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進する

基本目標4 誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる

- 誰もが生き生きと活躍できる場を創出する
- 市民生活における安心・安全の向上を図る
- 魅力的な生活圏を形成する
- 自主・自立のまちづくりを推進する

³⁷ 「定住人口」でもなく、観光等で訪れる「交流人口」でもない、その地域に過去に居住・通勤していた人、頻繁に行き来し、イベント等に参画する人、何らかの形でその地域を応援してくれる人など、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

2 重要な視点

国の第2期総合戦略では、国の第1期総合戦略の成果と課題等を踏まえて、四つの基本目標のほかに、新たな視点として二つの横断的な目標を設定しています。

厚木市では、国の第2期総合戦略の趣旨を踏まえ、厚木市の四つの基本目標を施策横断的に推進するため、次の四つを重要な視点として位置付け取り組むこととします。

重要な視点1 SDGs³⁸の理念や目標達成に向けた施策の展開

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題解決に統合的に取り組むものであり、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて、SDGsの理念に沿った取組の推進を図ります。

重要な視点2 デジタル技術を活用した地域課題の解決

デジタル技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、市民の生活の利便性と満足度を高める上で有効性が見込まれるため、デジタル技術の活用を推進し、本市の課題解決や魅力の向上を図ります。

重要な視点3 誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現

厚木市が継続的に発展していくためには、市民・企業・NPO法人など、地域に関わる一人一人が地域の担い手としてまちづくりに参画し、地域の実情に応じた発展につなげていけるよう、多様な人材が居場所と役割を持ち活躍できる場の創出を図ります。

重要な視点4 施策間連携・地域間連携による効果的な施策の推進

限られた財源と時間の中で、最大限の効果を求めていくため、関係する他の分野の施策・事業との連携を図るとともに、同様の社会課題を抱える自治体が連携して課題解決に取り組むため、市域を超えた広域での対策を講じるなど、課題に対して適切に連携し、効果的な施策展開に資するよう分野・市域を超えた一体的な取組の推進を図ります。

³⁸ SDGsは Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称です。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10〔不平等〕 国内及び各国間間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3〔保健〕 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4〔教育〕 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13〔気候変動〕 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14〔海洋資源〕 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6〔水・衛生〕 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15〔陸上資源〕 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7〔エネルギー〕 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17〔実施手段〕 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>		

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」(平成29(2017)年3月)

3 施策体系図

【基本目標】

【重要な視点】

【具体的な施策】

基本目標 1（転入促進）

地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる

【数値目標】
20・30歳代の転入者数

基本目標 2（雇用創出）

働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる

【数値目標】
事業所数
従業者数
法人均等割納税義務者数

基本目標 3（合計特殊出生率上昇）

結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる

【数値目標】
合計特殊出生率
出生数

基本目標 4（転出抑制）

誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる

【数値目標】
転出者数
20・30歳代の転出者数

○SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開
○デジタル技術を活用した地域課題の解決
○誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現
○施策間連携・地域間連携による効果的な施策の推進

1 関係人口を創出し、魅力を全国に発信する

2 機能的でにぎわいのあるまちづくりを進める

3 20・30歳代を中心とした若い世代の転入を促進する

1 雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する

2 地域経済を活性化させる企業活動を支援する

3 若い世代の市内企業への就職を支援する

1 結婚への第一歩となる出会いと交流の場を創出する

2 妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する

3 子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進する

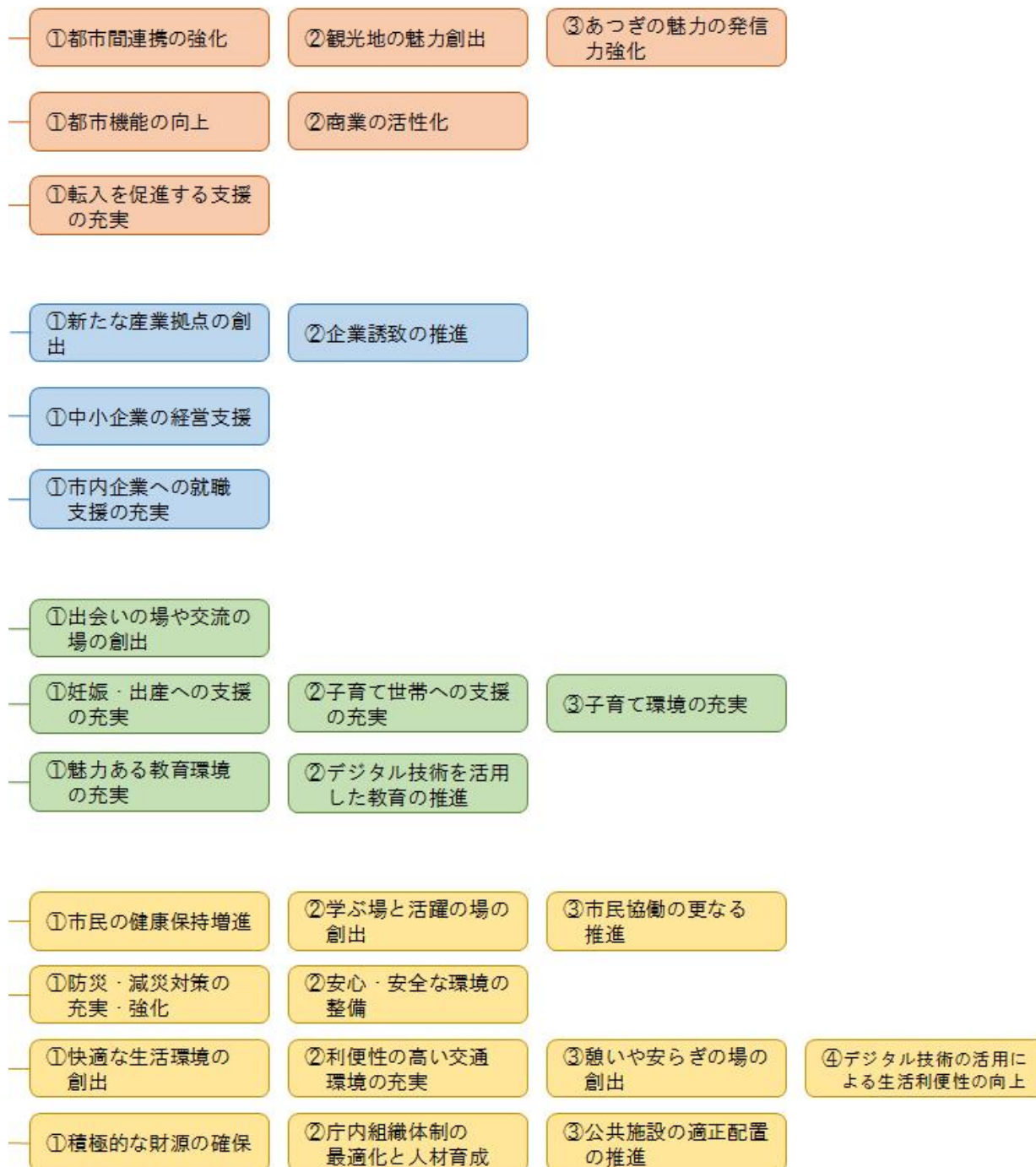
1 誰もが生き生きと活躍できる場を創出する

2 市民生活における安心・安全の向上を図る

3 魅力的な生活圏を形成する

4 自主・自立のまちづくりを推進する

【主な取組】



基本目標 1 地域の魅力発信・人材交流と都市機能の向上により、活気に満ちたまちをつくる

【現状】

- 25歳から39歳までの若い世代の転出超過が、他の年齢層と比較して顕著となっています。
- 厚木市には多くの企業や大学が集積していることから、近隣自治体からの通勤・通学者が多く、昼夜間人口比率は高い水準で推移しています。

【課題】

- 転入促進に向けて、厚木市に訪れる多くの通勤・通学者等に加えて、観光客等に対して厚木市への興味を喚起し、若い世代を中心に来訪してもらう機会を創出する必要があります。

【施策の方向性】

- あつぎの魅力を全国へ発信し、機能的でにぎわいのあるまちづくりを推進するとともに、20・30歳代を中心とした若い世代の転入・定住促進に関する支援の充実を図ります。

【数値目標】

	現状値	目標値
20・30歳代の転入者数	6,439人 (令和元(2019)年)	6,500人 (令和8(2026)年)

具体的な施策1：関係人口を創出し、魅力を全国に発信する

あつぎの魅力を発信することで、厚木市への来訪を促進し、市内外の交流による地域の活性化を図るとともに、都市機能を充実させ、まちなぎを創出するなど、関係人口の創出や転入・定住促進に向けた取組を推進します。



主な取組1：都市間連携の強化

友好都市との交流を促進し、あつぎの魅力を発信することで、厚木市への関心等を深めるとともに、県央やまなみ地域⁴⁰が一体となって地域の活性化に取り組み、選ばれる地域づくりを進めるなど、継続的に多様な形で関わる関係人口の創出を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・国内・海外友好都市等との交流活動件数
- ・県央やまなみ地域（厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町、清川村）の観光客数

主な取組2：観光地の魅力創出

あつぎ鮎まつり等の魅力ある観光イベントを開催し、観光客の誘致拡大を図るとともに、地域団体等との協働により、地域資源を整備するなど、新たな観光資源の創出に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・年間観光客数
- ・温泉、ハイキングコース、イベントなど、観光資源の活性化が図られていると思う市民の割合

主な取組3：あつぎの魅力を発信力強化

厚木市への関心等を深める機会を創出するため、パンフレットや各種メディア、SNS を活用し、あつぎの魅力を市内外に発信します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・あつぎの魅力創造・交流事業において、「あつぎの魅力を感じることができた」と思う事業参加者の割合
- ・本市の魅力が市内外に発信されていると思う市民の割合
- ・公式 SNS 利用登録者数

⁴⁰ 厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村で構成する地域を指します。一つの広域的な行政圏域として様々な分野における行政課題の解決に向けた取組を始め、丹沢・大山を軸とした地理的なつながりを生かし、構成市町村が一体となった面的な広がりを持つ魅力の発信等を推進します。

具体的な施策2：機能的でにぎわいのあるまちづくりを進める

若い世代を始め、あらゆる世代から選ばれる都市を目指し、豊かな自然環境と都市機能との調和を図りつつ、機能的でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

SDGs



主な取組1：都市機能の向上

中心市街地等の再整備を促進し、都市機能の充実・強化を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 中心市街地の歩行者数

主な取組2：商業の活性化

まちなぎわい創出や商業の活性化を図るため、中心市街地において魅力あるイベントの開催や、空き店舗を活用する事業者を支援します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 中心市街地商店街空き店舗対策事業補助金交付申請店舗数
- ・ 子育てパスポートAYUCOカード取得者数

具体的な施策3：20・30歳代を中心とした若い世代の転入を促進する

市内への定住人口の増加を図るとともに、バランスの取れた人口構成を目指すため、住宅取得に対する補助や転入費用の一部を助成するなど、支援の充実を図ります。



主な取組1：転入を促進する支援の充実

親世帯との同居や近居に対する補助、子育て世帯の住宅取得に対する補助のほか、市内に就職又は勤務する保育士等に対し、転入費用の一部を助成するなど、市外からの若い世代の転入を促進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・住宅取得等支援事業による転入者数（累計）
- ・保育士、幼稚園教諭、看護職、介護職等転入奨励助成事業による転入者数（累計）

基本目標 2 働く場を創出し、経済活動が盛んなまちをつくる

【現状】

- 自市内就業率が約6割となっており、県内自治体で4番目に高い水準となっています。
- 20・30歳代の転入・転出の理由として、就職・転勤・転職等の仕事都合によるものが過半数を占めています。

【課題】

- 厚木市の特性をいかしたまちづくりを進めるために、持続可能な市内経済の実現を図り、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整備する必要があります。

【施策の方向性】

- 新たな産業拠点の創出や企業の誘致を推進するとともに、中小企業等の更なる成長を促進するための施策を推進します。また、若い世代が安定して市内で働けるよう、市内企業への就職支援の充実を図ります。

【数値目標】

	現状値	目標値
事業所数	11,758 事業所 (令和元(2019)年)	12,520 事業所 (令和8(2026)年)
従業者数	147,906 人 (平成28(2016)年)	168,650 人 (令和8(2026)年)
法人均等割納税義務者数 ⁴¹	7,310 事業所 (令和元(2019)年)	7,790 事業所 (令和8(2026)年)

⁴¹ 法人均等割納税義務者数とは、市内に事務所又は事業所及び寮等を有する法人等のうち、法人市民税の均等割(法人規模(資本金等の額や従業者数)に基づいて均等に課税されるもの)の納税義務のある事業所数のことを指します。

具体的な施策1：雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する

高規格幹線道路⁴²等の整備に伴う広域交通網の要衝としての優位性をいかし、産業用地を創出するための土地区画整理事業や企業の誘致を推進し、まちの活力と雇用の創出を図ります。



主な取組1：新たな産業拠点の創出

まちの活力を向上させる基礎となる土地利用を推進するため、産業用地を創出する土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備を推進し、雇用の場の拡大に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 森の里東及び酒井土地区画整理事業用地における立地企業数（累計）

主な取組2：企業誘致の推進

産業用地の創出や奨励金の交付などにより、積極的に企業誘致を推進することで、雇用の創出を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 企業誘致・立地による雇用者創出数
- ・ 企業立地制度適用件数

⁴² 自動車が高速で走ることができる構造で造られた規格の高い自動車専用道路のことを指します。厚木市には、東名高速道路、新東名高速道路、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が整備されています。

具体的な施策2：地域経済を活性化させる企業活動を支援する

地域経済の基盤となる中小企業の経営力と技術力の強化等の支援に取り組むことで持続的な発展を促し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

SDGs



主な取組1：中小企業の経営支援

販路拡大や事業承継などの課題解消への支援に取り組むとともに、経営全般にわたる相談体制を充実させるなど、中小企業の経営支援に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・市の支援策により創業した人数
- ・中小企業相談件数

具体的な施策3：若い世代の市内企業への就職を支援する

多くの企業や大学が集積していることによる、15歳から24歳までの転入者が多い特徴をいかして、若い世代の市内企業への就職を支援し、転出抑制と定住につなげます。



主な取組1：市内企業への就職支援の充実

若年者の職業選択の機会を拡大するとともに、市内企業の人材確保に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・奨学金返済助成件数

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるまちをつくる

【現状】

- 25～34歳の有配偶率が下降傾向にあります。
- 出生数は減少を続け、平成27(2015)年以降は出生数が死亡数を下回る自然減の状態が進行し、合計特殊出生率も下降傾向となっています。
- 「学校教育の充実」の分野の施策に対するニーズが高い割合となっています。

【課題】

- 自然減傾向を和らげ、市民ニーズに対応するため、結婚や子育て等に関する希望の実現に向けて、出会いのきっかけを作ることや、地域で安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

【施策の方向性】

- 出会いや交流の場を創出するとともに、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のないサービスの提供や、魅力ある教育環境の充実に図ります。

【数値目標】

	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.25 (平成30(2018)年)	1.44 (令和8(2026)年)
出生数	1,453人 (令和元(2019)年)	1,650人 (令和8(2026)年)

具体的な施策1：結婚への第一歩となる出会いと交流の場を創出する

若い世代の結婚・子育ての希望が実現することにより、少子化を和らげることができると思込まれるため、結婚への第一歩となる出会いと交流の場を創出します。

SDGs



主な取組1：出会いの場や交流の場の創出

若い世代の出会いや交流を促進するため、若い世代の結婚への希望をかなえる支援に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 出会いの場・交流の場事業参加者の満足度

具体的な施策2：妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する

安心して子どもを産み育てるための支援を充実するとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組みます。

SDGs



主な取組1：妊娠・出産への支援の充実

子どもを望む夫婦の妊娠や出産、子育てに対するニーズを把握し、切れ目のない支援の充実を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・妊娠届出率（妊娠11週以下）
- ・子育てサービスが充実していると思う市民の割合

主な取組2：子育て世帯への支援の充実

医療費の助成や日常生活用品の支給等、経済的な負担を軽減する取組を推進するほか、子育て中の保護者同士の交流による精神的な負担の軽減などを図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・子育て日常生活支援事業の支給件数
- ・子育てリフレッシュ講座参加者の満足度

主な取組3：子育て環境の充実

多様なライフスタイルや保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を図るとともに、子どもたちが健やかに育つよう、保育施設の充実や地域で子育てを支える環境づくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・保育施設等入所率
- ・ファミリー・サポート・センター援助活動件数

具体的な施策3：子どもたちの夢をかなえる教育プログラムを推進する

未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち、かなえることができる環境を整備し、子どもたちが学び続けたいと思える教育プログラムを推進します。



主な取組1：魅力ある教育環境の充実

一人一人に合った教育環境を提供するとともに、時代に合った教育を提供するなど、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・全国学力・学習状況調査の全国の平均正答率に対する厚木市の達成率
- ・全国学力・学習状況調査の思いやりに関する設問に肯定的に回答した児童・生徒の割合

主な取組2：デジタル技術を活用した教育の推進

デジタル技術の特性をいかして、子どもたちが学校の授業や個々の状況に応じた場で効果的な学びを得ることができる環境づくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・GIGA スクール端末を使用した授業の内容が理解しやすいと回答した児童・生徒の割合
- ・GIGA スクール端末が児童・生徒の理解度や進度に応じた学習に効果的だと回答した教員の割合

基本目標 4 誰もが安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる

【現状】

- 市民の約7割は、「住みたい」と考えています。
- 転出したい理由として、交通や買物の利便性が低いことなどが挙げられています。
- 「安心・安全、防災」、「福祉、保健・医療」の各分野に対するニーズが高い割合となっています。

【課題】

- 市民ニーズが高い災害対策や福祉施策を充実させるなど、住みたいと思えるまちづくりを推進するとともに、魅力的な生活圏を形成するなど、転出抑制に向けた施策を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 誰もが活躍できる場の創出、安心・安全を確保する基盤の整備、利便性の高い交通環境による魅力的な生活圏の形成を推進します。また、着実に計画を推進するために庁内体制の強化・充実を図ります。

【数値目標】

	現状値	目標値
転出者数	10,580人 (令和元(2019)年)	10,500人 (令和8(2026)年)
20・30歳代の転出者数	6,680人 (令和元(2019)年)	6,620人 (令和8(2026)年)

具体的な施策1：誰もが生き生きと活躍できる場を創出する

誰もが生涯にわたり健康で文化的に暮らすことができるよう、健康の保持増進やいつまでも自由に学ぶことができる環境整備に取り組むとともに、地域住民が主体となる市民協働のまちづくりを更に推進します。



主な取組1：市民の健康保持増進

高齢化が進展する中、安心して元気に暮らすことができるよう、予防接種や各種健診等を実施するなど、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる環境を整備します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 特定健康診査の受診率
- ・ 健康増進のために取り組んでいることがある市民の割合

主な取組2：学ぶ場と活躍の場の創出

市民一人一人が生きがいに満ちた豊かな人生を送るため、様々な学習ニーズやデジタル技術に対応した学びの機会を提供するとともに、生涯にわたって活躍できる場の創出に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 公民館での学級・講座参加者の満足度
- ・ 文化芸術事業の参加者数
- ・ 電子書籍貸出点数

主な取組3：市民協働の更なる推進

多様化する地域課題を解決するため、市民が主体となった活動を支援し、更なる市民協働によるまちづくりを推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 市内で活動する市民活動団体数
- ・ 市民協働事業の実施事業数

具体的な施策2：市民生活における安心・安全の向上を図る

市民生活における安心・安全の向上と防災・減災対策の充実・強化を図り、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりを推進します。

SDGs



主な取組1：防災・減災対策の充実・強化

災害による被害を最小限にとどめるため、ハード及びソフトの両面からの備えを充実させ、災害対応力の強化に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 災害に備えていることがある市民の割合
- ・ 住宅の耐震化率

主な取組2：安心・安全な環境の整備

安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防犯対策や交通安全など、セーフコミュニティ活動⁴³の更なる推進に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 刑法犯認知件数
- ・ セーフコミュニティに関する研修会等参加者のセーフコミュニティに対する意識高揚度

⁴³ 事故やけがは、偶然の結果ではなく、予防できるという理念の下、地域住民と行政等が協働して、地域の誰もがいつまでも健康で安心・安全に暮らせるまちづくりに向けた取組です。

具体的な施策3：魅力的な生活圏を形成する

交通の要衝としての優位性と中心市街地から放射状に延びる幹線道路やバス路線をいかしたまちづくりを進めるとともに、水と緑の潤いに囲まれた、誰もが快適に暮らせる生活空間を創出します。



主な取組1：快適な生活環境の創出

厚木市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくり⁴⁴の更なる充実に向け、居住地での生活を支える商業施設等の生活利便施設の立地誘導等を図ります。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・スーパーマーケット・ドラッグストアの徒歩圏人口カバー率

主な取組2：利便性の高い交通環境の充実

広域的な幹線道路網による交通の優位性をいかした広域的な交流を促進するとともに、市内移動の円滑化や企業活動を支える交通環境の充実に向けた取組を推進します。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率
- ・幹線道路（1・2級市道）等の整備延長（累計）

主な取組3：憩いや安らぎの場の創出

厚木市の豊かな自然環境をいかし、緑や水辺に親しめる環境を創出し、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・市民一人当たりの公園及び緑地面積
- ・親しみやすい水辺空間が整っていると思う市民の割合

主な取組4：デジタル技術の活用による生活利便性の向上

行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードを利用した交付サービスの推進など、デジタル技術の活用による生活利便性の向上に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・LINE 公式アカウントの利用登録者数
- ・オンライン化した行政手続数（累計）

⁴⁴ 都市の最も主要な拠点に全てを集約する一極集中を目指すものではなく、居住をバス路線（ネットワーク）沿線に緩やかに誘導（コンパクト）し、居住と生活利便施設の距離を短縮することにより、誰もが快適に移動し、地域で暮らし続け、働き続けることができる都市を目指すもの。

具体的な施策4：自主・自立のまちづくりを推進する

市民ニーズの多様化、高度化が進む中、限られた財源の中での行政サービスを行うため、人的資源及び物的資源を最大限に活用し、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を図ります。

SDGs



主な取組1：積極的な財源の確保

市民サービスの維持・向上に不可欠な財源を確保するため、効率的な行政運営や事業の見直し、安定した財政基盤の確立等に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 第7次行政改革の推進度
- ・ 市税収納率

主な取組2：庁内組織体制の最適化と人材育成

厚木市を取り巻く社会・経済環境等の時代の変化に的確に対応できる人材の育成と庁内体制の確立に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 職務遂行能力が向上していると感じている職員の割合

主な取組3：公共施設の適正配置の推進

公共施設の老朽化が一斉に進行し、集中的に更新時期を迎えることが見込まれていることから、効率的かつ効果的な維持管理や運営、適正配置に取り組みます。

【重要業績評価指標（KPI）】

- ・ 公共施設個別施設計画に基づく第1期短期再編プログラムの進捗率

第8章 推進体制と効果検証

【要旨】

- 庁内に設置した「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」や市民等と一体となって、市の総力を挙げて取組を推進します。
- 第2期総合戦略の進捗管理を行うため、毎年度効果検証を行い、検証と改善を図るPDCAサイクルを確立するとともに、総合戦略の取組をより効果的に進めていくため、必要に応じて見直しを行います。

1 推進体制

庁内に設置した「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」（本部長：市長）を中心に、地方創生及びデジタル担当部を始めとした庁内の各部等が連携して総合的に施策を展開するとともに、基本方針に基づき、市民、事業者、議会及び行政が一体となり、市の総力を挙げて第2期総合戦略に基づく取組を推進します。

2 効果検証

第2期総合戦略の基本目標を達成するため、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定し、客観的な指標による検証と改善を図るPDCA（計画策定（Plan）、推進（Do）、評価（Check）、改善（Action））サイクルを確立します。

また、第2期総合戦略の進捗管理は毎年度行うものとし、公募市民、産業界、県機関、大学・教育機関、金融機関、労働団体、メディア及び士業等の関係者で構成する「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」から意見をいただきながら、第2期総合戦略の検証を行います。

毎年度行う進捗管理や社会経済情勢の変化等を踏まえ、総合戦略の取組をより効果的に進めていくため、必要に応じて重要業績評価指標（KPI）の追加や目標値の見直し、取組内容の充実など、第2期総合戦略の改善を図ります。

図表 8-1 効果検証のイメージ



第2期厚木市まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略
-デジタル田園都市国家構想総合戦略-
【改定版】

令和●(●)年●月 発行

発行 厚木市

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046)223-1511(代表)

ホームページ <https://www.city.atsugi.kanagawa.jp>